

第1 貸借対照表の要旨

年度（又は 期）決算公告

住 所

会社名

代表取締役 氏 名

貸借対照表（ 年 月 日現在）の要旨

（生命保険相互会社）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
現金及び預貯金	△	保険契約準備金	
コーポレートローン		短期社債	
買現先勘定		社債	
債券貸借取引支払保証金		その他の負債	
買入金銭債権		退職給付引当金	
商品有価証券		役員退職慰労引当金	
金銭の信託		価格変動準備金	
有価証券		金融商品取引責任準備金	
貸付金		繰延税金負債	
有形固定資産		再評価に係る繰延税金負債	
無形固定資産		支払承諾	
その他の資産		負債の部合計	
前払年金費用		基金	
繰延税金資産		基金申込証拠金	
再評価に係る繰延税金資産		基金償却積立金	
支払承諾見返		再評価積立金	
貸倒引当金		剰余金	
		損失填補準備金	
		その他の剰余金	
		基金等合計	
		その他有価証券評価差額金	
		繰延ヘッジ損益	
		土地再評価差額金	
		評価・換算差額等合計	
		純資産の部合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（損害保険相互会社）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
現金及び預貯金		保険契約準備金	
コーポレートローン		短期社債	
買現先勘定		社債	
債券貸借取引支払保証金		その他の負債	

買入金銭債権 商品有価証券 金銭の信託 有価証券 貸付金 有形固定資産 無形固定資産 その他資産 前払年金費用 繰延税金資産 再評価に係る繰延税金資産 支払承諾見返 貸倒引当金	△	退職給付引当金 役員退職慰労引当金 価格変動準備金 金融商品取引責任準備金 繰延税金負債 再評価に係る繰延税金負債 支払承諾 負債の部合計 基金 基金申込証拠金 基金償却積立金 剰余金 損失填補準備金 その他剰余金 基金等合計 その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 土地再評価差額金 評価・換算差額等合計 純資産の部合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。

- (1) 継続企業の前提（会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項
 - ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
 - ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
 - ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
 - ④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別
- (2) 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額
- (3) 保険業法第113条前段の規定により資産の部に計上した金額がある場合は、その額
- (4) 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額並びにこれらの合計額。なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号ロによる。
- (5) 保険業法施行規則第59条の2第1項第3号ロ(10)に規定する比率
- (6) 生命保険会社にあつては、社員配当準備金の配当支払による取崩額並びにその他資産及びその他負債の主な内訳

(7) 資産の部の有価証券中の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額

(8) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象

2 法令等に基づき、又は会社の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

第2 損益計算書の要旨

損益計算書 { 年 月 日から
年 月 日まで の要旨

(生命保険相互会社)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益 保 険 料 等 収 入 資 産 運 用 収 益 そ の 他 経 常 収 益	
経 常 費 用 保 険 金 等 支 払 金 責 任 準 備 金 等 繰 入 額 資 産 運 用 費 用 事 業 費 そ の 他 経 常 費 用	
経常利益（又は経常損失）	
特 別 利 益 （うち保険業法第112条評価益） （うちその他特別利益）	
特 別 損 失 （うち価格変動準備金繰入額） （うちその他特別損失）	
税引前当期純剰余（又は税引前当期純損失） 法 人 税 及 び 住 民 税 国 際 最 低 課 税 額 に 対 す る 法 人 税 等 法 人 税 等 調 整 額 法 人 税 等 合 計 当 期 純 剰 余 （ 又 は 当 期 純 損 失 ）	

(損害保険相互会社)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益 保 険 引 受 収 益	

(うち正味収入保険料) 資産運用収益 (うち利息及び配当金収入) その他経常収益	
経常費用 保険引受費用 (うち正味支払保険金) (うち損害調査費) 資産運用費用 営業費及び一般管理費 その他経常費用	
経常利益(又は経常損失)	
特別利益	
特別損失	
税引前当期純剰余(又は税引前当期純損失) 法人税及び住民税 国際最低課税額に対する法人税等 法人税等調整額 法人税等合計 当期純剰余(又は当期純損失)	

(記載上の注意)

- 1 生命保険会社にあつては、その他経常収益及びその他経常費用の主な内訳を注記すること。
- 2 法令等に基づき、又は会社の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。